



## 国民年金のお知らせ

会社などを退職したときは加入の手続きが必要です

**【対象】** 20歳以上60歳未満で、会社などを退職して厚生年金や共済組合などの加入者でなくなった方、およびその加入者の扶養に入っていた配偶者(第3号被保険者)

**【手続きに必要な物】**

▽退職証明や離職票など退職日が分かる物

▽基礎年金番号または個人番号(マイナンバー)が分かる物

▽印鑑

厚生年金や共済組合の扶養認定から外れた配偶者の方も手続きが必要です。手続きには、扶養喪失証明など扶養喪失日が分かる物が必要です。

**国民年金保険料が納付猶予になる学生納付特例制度の手続きをお忘れなく**

申請は毎年度必要です。学校でも受け付けができる場合がありますので、在学学校にご確認ください。

**【対象】** 20歳以上の大学・短期大学・専門学校などの学生で、本人の前年所得が一定基準額以下の方(所得が一定基準額を超える場合でも、失業した方や災害を受けた方などは特例で認められる場合があります)

**【手続きに必要な物】** 学生証の写しまたは在学証明書など

**【申請期間】** 4月～平成31年3月

申請が遅れると、病気やけがで障害の状態になったときに障害基礎年金を受けられない場合があります。

**国民年金保険料額が変わります**

平成30年4月からは、月額1万6340円になります。保険料は口座振替やクレジットカードによる納付が便利です。まとめて前払いする場合は割引があります。

口座振替などをご希望の方は、葛飾年金事務所へ届け出が必要です。

**年金額について**

平成30年4月からの年金額(6月以降に振り込まれる分)は、平成29年度と同じ金額です。

**「ねんきん定期便」をご確認ください**

国民年金・厚生年金の被保険者に、日本年金機構から「ねんきん定期便」が毎年誕生月に送付されます。保険料納付実績や年金の見込み額などをご確認ください。

**「ねんきん定期便」に関する問い合わせ**

ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル

☎0570(058)555

**【申請・問い合わせ】**

葛飾年金事務所(立石3・7・3)

☎(3695)2181

**【申請・担当課】**

国保年金課(区役所3階315番)

☎(5654)8214

## かつしかエコ助成金をご利用ください

太陽光発電システムや断熱改修などを導入する際、費用の一部を補助します。対象要件や申込方法など、詳しくは区ホームページをご覧ください。

【担当課】 環境課 ☎5654-8228

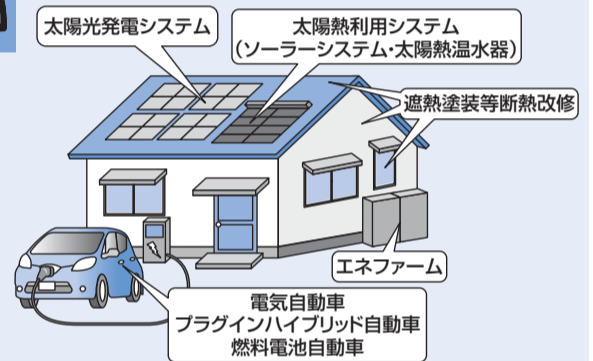
### 申込期間

4月2日(月)～平成31年3月29日(金)

### 申込時期にご注意ください

設置工事前が原則です。ただし、種別によって異なるものがありますので、下表をご確認ください。

イメージ図



種別	申込時期	補助額(限度額)			備考
		個人住宅	集合住宅(共用部分のみ対象)	事業所	
太陽光発電システム	設置工事前 (対象設備が付帯する新築建売住宅を購入する場合は引き渡し前)	1kW当たり80,000円(400,000円)	1kW当たり80,000円(400,000円)	1kW当たり80,000円(800,000円)	蓄電池併設の場合は50,000円を加算
家庭用燃料電池(エネファーム)		1台まで 一律50,000円	-	設置改修費の4分の1(1,000,000円)ただし、家庭用の規格の物を設置する場合は一律50,000円。	-
蓄電池		設置改修費の4分の1(200,000円)	設置改修費の4分の1(1,000,000円)容量10kWh未満の場合は限度額200,000円	設置改修費の4分の1(1,000,000円)容量10kWh未満の場合は限度額200,000円	太陽光発電システム併設の場合は50,000円を加算
太陽熱温水器		1㎡当たり20,000円(100,000円)	1㎡当たり20,000円(100,000円)	1㎡当たり20,000円(200,000円)	-
太陽熱ソーラーシステム		1㎡当たり30,000円(150,000円)	1㎡当たり30,000円(150,000円)	1㎡当たり30,000円(300,000円)	-
遮熱塗装等断熱改修 ①屋根・屋上・壁等の高反射率塗装等 ②窓の遮熱塗装等 ③断熱改修(窓・外壁・屋根・屋上・天井・床)	設置工事前	①設置改修費の4分の1または「1,000円×施工面積(㎡)」のいずれか少ない額 ②設置改修費の4分の1または「3,000円×施工面積(㎡)」のいずれか少ない額 ③設置改修費の4分の1(①～③合わせて200,000円)	①設置改修費の4分の1または「1,000円×施工面積(㎡)」のいずれか少ない額 ②設置改修費の4分の1または「3,000円×施工面積(㎡)」のいずれか少ない額 ③設置改修費の4分の1(①～③合わせて1,000,000円)	①設置改修費の4分の1または「1,000円×施工面積(㎡)」のいずれか少ない額 ②設置改修費の4分の1または「3,000円×施工面積(㎡)」のいずれか少ない額 ③設置改修費の4分の1(①～③合わせて400,000円)	新築は対象外
高効率蛍光灯・LED照明機器への改修(個人住宅の場合は直管型のみ)		設置改修費の2分の1または1灯当たり10,000円のいずれか少ない額(50,000円)	設置改修費の2分の1または1灯当たり10,000円(LED電球は1個当たり1,000円)のいずれか少ない額(50,000円)	設置改修費の2分の1または1灯当たり10,000円(LED電球は1個当たり1,000円)のいずれか少ない額(50,000円)	次に該当する場合は対象外です。 ▷個人住宅 新築および設置改修費の総額が10,000円未満 ▷集合住宅、事業所 新築および設置改修費の総額が100,000円未満
空調設備機器		-	-	設置改修費の4分の1(1,000,000円)ただし、燃料電池は家庭用の規格の物を設置する場合は、一律50,000円の補助額となります。	新設は対象外(家庭用の規格の燃料電池を除く)
省エネ型小規模燃焼機器等への改修(ボイラー、平釜バーナー、ガス発電給湯器、燃料電池など。ただし、都市ガスなどクリーンエネルギーを使用した機器に転換した場合に限る)		-	-	-	-
その他省エネ診断による省エネ改修		-	-	-	-
ゼロエネルギーハウス(ZEH)	要件となる補助金の交付決定後	国が実施する事業の補助額の4分の1(300,000円)	-	-	-
電気自動車 プラグインハイブリッド自動車 燃料電池自動車		国が実施する事業の補助額の4分の1(250,000円)	-	国が実施する事業の補助額の4分の1(250,000円)	-